

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

条 例

○福島県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

条 例

福島県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県条例第五十二号

福島県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

福島県政務活動費の交付に関する条例（平成十三年福島県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

6 平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、第三条第一項中

「三十五万円」とあるのは、「三十万円」とする。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（議会事務局総務課）